

入札参加資格要件における手持ち件数の取り扱いについて

平成25年8月1日

1 趣 旨

二本松市では、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、特定の業者に受注が偏らないよう、制限付一般競争入札における入札参加資格要件で手持ち件数による制限を加えております。

しかし、東日本大震災に係る復興事業等の影響もあり、最近、建設工事等の応札者数が減少してきていることから、受注業者の確保を図るため、次のとおり改正を行うこととします。

2 改正内容

建設工事等の入札参加資格要件となっている手持ち件数の制限について、当面の間、適用しないこととします。

3 適用時期

平成25年8月1日以後に公告する建設工事等に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事等に係る入札については、なお従前の例によることとします。